

(保存樹木等の基準)

第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 樹木については、次のいずれかに該当し、健全であること。

ア 独立した樹木（以下「独立樹木」という。）は、1.5メートルの高さにおける幹の周囲が30センチメートル以上のもの又は、高さが3.5メートル以上のもの

イ 株立した樹木は、高さが2.5メートル以上のもの

(2) 樹木の集団（以下「樹林」という。）については、おおむね、次のいずれかに該当し、樹林に属する樹木が健全であること。

ア 地目が山林である土地に存在する樹林

イ 地目が山林でない土地に存在する樹林については、当該樹林の存在する土地面積が100平方メートル以上のもの

ウ 樹林が延長30メートル以上の生垣をなしているもの

エ 竹林の存在する土地面積が30平方メートル以上のもの